

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
光電話サービス契約約款 <u>2023年3月1日</u> 株式会社 STNet	光電話サービス契約約款 <u>2023年4月1日</u> 株式会社 STNet	

光電話サービス契約約款 新旧対照表		
旧	新	備 考（変更理由）
別 記 1 光電話サービスの提供区域等 （1）光電話サービスの提供区域 光電話サービスの提供区域は、次に掲げる市町村の区域のうち当社が別に定める区域とします。<u>また提供区域名は、各市町村の区域の略称とします。</u>各提供区域における提携事業者、特定協定事業者は次のとおりとします。 （表：略） （2－1）（略） （2－2）工事費等の条件 次表に該当する場合は、光電話サービス契約の申込みにあたり、工事費等が必要となる場合があります。 （表：略） （3）移転に係る初期提供開始日の引継ぎ 当社は、契約者回線等の移転における初期提供開始日の引継ぎについて、次のとおり取り扱います。 （ア）別記1（1）表の提供区域で<u>同一市町村内</u>の移転又は別記1（1）表の初期提供開始日の引継ぎ欄が〔可〕の提供区域へ移転する場合は、当社所定の移転申込書により移転前の提供区域の契約者回線等（以下この項目において「既存契約」といいます。）の初期提供開始日を引き継ぎます。	別 記 1 光電話サービスの提供区域等 （1）光電話サービスの提供区域 光電話サービスの提供区域は、次に掲げる市町村の区域のうち当社が別に定める区域とします。また、各提供区域における提携事業者、特定協定事業者は次のとおりとします。 （表：略） （2－1）（略） （2－2）工事費等の条件 次表に該当する場合は、光電話サービス契約の申込み<u>又は利用</u>にあたり、工事費等が必要となる場合があります。 （表：略） （3）移転に係る初期提供開始日の引継ぎ 当社は、契約者回線等の移転における初期提供開始日の引継ぎについて、次のとおり取り扱います。 （ア）別記1（1）表の提供区域で<u>同一「市町村の区域」内</u>の移転又は別記1（1）表の初期提供開始日の引継ぎ欄が〔可〕の提供区域へ移転する場合は、当社所定の移転申込書により移転前の提供区域の契約者回線等（以下この項目において「既存契約」といいます。）の初期提供開始日を引き継ぎます。	

光電話サービス契約約款 新旧対照表		
旧	新	備 考（変更理由）
料金表 通 則 (料金の計算方法) 4 月額料金は、月額料金に係る起算日において提供されている光電話サービスの種類等に準じた料金を適用して計算します。 (1) 提供開始日が含まれる月の月額料金はいただきません。 (2) 光電話サービスの解約日又は付加機能の利用の廃止日が起算日以外になる場合は、当該料金月の月額料金はいただきます。 (3) 提供開始日と光電話サービスの解約日又は付加機能の利用の廃止日が同一月となった場合には、当該料金月の月額料金はいただきます。 (4) 光電話サービスの種類等が変更された場合には、月額料金に係る起算日時点で光電話サービス契約者に対して提供されている光電話サービスの種類等に応じて定まる料金を適用して算定します。 (5) 第36条（料金の支払義務）第4項第3号の表の規定に該当するとき。 (6) 初期契約解除を行う場合は、上記に係らず提供開始日から本契約の解除までの期間において月額料金（ユニバーサルサービス料金を除く）を日割にて算定し、ユニバーサルサービス料金を加えた料金をいただきます。	料金表 通 則 (料金の計算方法) 4 月額料金は、月額料金に係る起算日において提供されている光電話サービスの種類等に準じた料金を適用して計算します。 (1) <u>初期提供開始日、契約者回線等の移転（ただし、初期提供開始日を引継ぐ場合は除きます。）に係る光電話サービスの提供を開始した日</u>が含まれる月の月額料金はいただきません。 (2) 光電話サービスの解約日又は付加機能の利用の廃止日が起算日以外になる場合は、当該料金月の月額料金はいただきます。 (3) <u>初期</u>提供開始日と光電話サービスの解約日又は付加機能の利用の廃止日が同一月となった場合には、当該料金月の月額料金はいただきます。 (4) 光電話サービスの種類等が変更された場合には、月額料金に係る起算日時点で光電話サービス契約者に対して提供されている光電話サービスの種類等に応じて定まる料金を適用して算定します。 (5) 第36条（料金の支払義務）第4項第3号の表の規定に該当するとき。 (6) 初期契約解除を行う場合は、上記に係らず<u>初期</u>提供開始日から本契約の解除までの期間において月額料金（ユニバーサルサービス料金を除く）を日割にて算定し、ユニバーサルサービス料金を加えた料金をいただきます。	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）												
第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用 (3)新規・変更に係る工事費の区分 ア 新規・変更に係る工事については、次の区分があります。 <table><tr><th>工事の区分</th><th>適用</th></tr><tr><td>(ア) 交換機設定に係る工事費</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(イ) 端末設備設置、設定に係る工事費</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(ウ) 回線終端装置工事費</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(エ) 契約者回線等の施設に係る工事費</td><td>ア 1の契約者回線等の施設に係る工事ごとに適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合（1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限ります。）、当社は契約者回線等の施設に係る工事費を適用しません。 ウ 当社は、上記の規定に関わらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</td></tr><tr><td>(オ) 番号移転に係る工事費</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(カ) 番号変更に係る工事費</td><td>(略)</td></tr></table>	工事の区分	適用	(ア) 交換機設定に係る工事費	(略)	(イ) 端末設備設置、設定に係る工事費	(略)	(ウ) 回線終端装置工事費	(略)	(エ) 契約者回線等の施設に係る工事費	ア 1の契約者回線等の施設に係る工事ごとに適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合（1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限ります。）、当社は契約者回線等の施設に係る工事費を適用しません。 ウ 当社は、上記の規定に関わらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。	(オ) 番号移転に係る工事費	(略)	(カ) 番号変更に係る工事費	(略)
工事の区分	適用													
(ア) 交換機設定に係る工事費	(略)													
(イ) 端末設備設置、設定に係る工事費	(略)													
(ウ) 回線終端装置工事費	(略)													
(エ) 契約者回線等の施設に係る工事費	ア 1の契約者回線等の施設に係る工事ごとに適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合（1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限ります。）、当社は契約者回線等の施設に係る工事費を適用しません。 ウ 当社は、上記の規定に関わらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。													
(オ) 番号移転に係る工事費	(略)													
(カ) 番号変更に係る工事費	(略)													

イ 別記1に定める提供区域に対して、次のとおり新規・変更に係る工事区分を適用します。

工事適用種別	適用
(A)	・当社は、コース9のものについて、工事費の区分（ア）乃至（カ）を適用します。 ・その他のコースのものについて、当社は、工事費の区分（ア）、（イ）、（エ）、（オ）、（カ）を適用します。
(B)	・当社は、提供区域ピカラ（愛媛）に限り、工事費の区分（ア）、（イ）、（エ）、（オ）、（カ）を適用します。 ・その他の提供区域においては、当社は、工事費の区分（ア）、（イ）、（オ）、（カ）を適用します。
(C)	・当社は、工事費の区分（ア）、（イ）、（オ）、（カ）を適用します。
(D)	

 第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用 (3)新規・変更に係る工事費の区分 ア 新規・変更に係る工事については、次の区分があります。 | 工事の区分 | 適用 | |---------------------|---| | (ア) 交換機設定に係る工事費 | (略) | | (イ) 端末設備設置、設定に係る工事費 | (略) | | (ウ) 回線終端装置工事費 | (略) | | (エ) 契約者回線等の施設に係る工事費 | ア 1の契約者回線等の施設に係る工事ごとに適用します。 <u>ただし、工事適用種別が（B）及び（C）の提供区域においては、申込者が指定する建物内の契約者回線等の施設に係る工事を要する場合に適用します。</u>
イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合（1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限ります。）、当社は契約者回線等の施設に係る工事費を適用しません。
ウ 当社は、上記の規定に関わらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。 | | (オ) 番号移転に係る工事費 | (略) | | (カ) 番号変更に係る工事費 | (略) | イ 別記1に定める提供区域に対して、次表のとおり新規・変更に係る工事区分を適用します。 | (○ 適用、－ 非適用) | | | | | | | | |--------------|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----| | 地域 | 提供区域名 | (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | (オ) | (カ) | | 香川県 | ピカラ（香川） | ○ | ○ | ＝ | ○ | ○ | ○ | | | ピカラさぬき市 | ○ | ○ | ＝ | ○ | ○ | ○ | | | ピカラCVC | ○ | ○ | ＝ | ○ | ○ | ○ | | | ピカラMCB | ○ | ○ | ＝ | ○ | ○ | ○ | | | ピカラ東かがわ | ○ | ○ | ＝ | ○ | ○ | ○ | | | ピカラKBN | ○ | ○ | ＝ | ○ | ○ | ○ | | 愛媛県 | ピカラ（愛媛） | ○ | ○ | ＝ | ○ | ○ | ○ | | | ピカラ愛媛CATV | ○ | ○ | ＝ | ○ | ○ | ○ | | | ピカラUCAT[エリア区分(1)] | ○ | ○ | ＝ | ○ | ○ | ○ | | | ピカラUCAT[エリア区分(2)] | ○ | ○ | ＝ | ＝ | ○ | ○ | | | ピカラ（宇和島市） | ○ | ○ | ＝ | ○ | ○ | ○ | | | ピカラICK | ○ | ○ | ＝ | ＝ | ○ | ○ | | | ピカラ西予 | ○ | ○ | ＝ | ○ | ○ | ○ | | | ピカラ八西 | ○ | ○ | ＝ | ○ | ○ | ○ | | | ピカラ新居浜・西条 | ○ | ○ | ＝ | ○ | ○ | ○ | | | ピカラ四国中央 | ○ | ○ | ＝ | ＝ | ○ | ○ | | 徳島県 | ピカラ（徳島） | ○ | ○ | ＝ | ＝ | ○ | ○ | | | ピカラCUEtv | ○ | ○ | ＝ | ○ | ○ | ○ | | | ピカラテレビあなん[エリア区分(1)] | ○ | ○ | ＝ | ○ | ○ | ○ | | | ピカラテレビあなん[エリア区分(2)] | ○ | ○ | ＝ | ＝ | ○ | ○ | | |

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新							備 考 (変更理由)	
		<u>ピカラMTC [エリア区分(1)]</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
		<u>ピカラMTC [エリア区分(2)]</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
		<u>ピカラKBC</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
		<u>ピカラ海部</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
		<u>ピカラ石井CATV</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
		<u>ピカラエーアイ</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
		<u>ピカラおえ</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
		<u>ピカラなか</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
		<u>ピカラ東阿波</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
		<u>ピカラ鳴門</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
		<u>ピカラあわ</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
		<u>ピカラ I C N</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
		高 知 県	<u>ピカラKCB</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
			<u>ピカラよさこい</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
			<u>ピカラ香南</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
	<u>ピカラ日高</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
	<u>ピカラ中芸</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
	<u>ピカラ s w a n</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
	<u>ピカラ中土佐</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○※1</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
	<u>ピカラおおとよ</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
	<u>ピカラおち</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		
	※1: <u>コース 9 のものに限ります。</u>								

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）																								
（４）解約に係る工事費の区分 ア 解約に係る工事については、次の区分があります。 <table><tr><th>工事の区分</th><th>適用</th></tr><tr><td>（ア）屋内残置工事費</td><td>引込線を屋内に残置したまま、回線終端装置等を撤去する工事について適用します。</td></tr><tr><td>（イ）軒先残置工事費</td><td>引込線を軒先等に残置し、回線終端装置等を撤去する工事について適用します。</td></tr><tr><td>（ウ）引込線全撤去工事費</td><td>引込線および回線終端装置等を撤去する工事について適用します。</td></tr></table> イ 引込線を残置する場合でも、当社設備の保守又は工事上やむを得ない理由等により当社が引込線を撤去する場合があります。 ウ 別記 1 に定める提供区域に対して、次のとおり解約に係る工事区分を適用します。 <table><tr><th>工事適用種別</th><th>適 用</th></tr><tr><td><u>（A）</u></td><td>・コース 9 のものについて、工事の区分（ア）（イ）（ウ）を適用します。</td></tr></table>	工事の区分	適用	（ア）屋内残置工事費	引込線を屋内に残置したまま、回線終端装置等を撤去する工事について適用します。	（イ）軒先残置工事費	引込線を軒先等に残置し、回線終端装置等を撤去する工事について適用します。	（ウ）引込線全撤去工事費	引込線および回線終端装置等を撤去する工事について適用します。	工事適用種別	適 用	<u>（A）</u>	・コース 9 のものについて、工事の区分（ア）（イ）（ウ）を適用します。	（４）解約に係る工事費の区分 ア 解約に係る工事については、次の区分があります。 <table><tr><th>工事の区分</th><th>適用</th></tr><tr><td>（ア）屋内残置工事費</td><td>引込線を屋内に残置したまま、回線終端装置等を撤去する工事について適用します。</td></tr><tr><td>（イ）軒先残置工事費</td><td>引込線を軒先等に残置し、回線終端装置等を撤去する工事について適用します。</td></tr><tr><td>（ウ）引込線全撤去工事費</td><td>引込線および回線終端装置等を撤去する工事について適用します。</td></tr></table> イ 引込線を残置する場合でも、当社設備の保守又は工事上やむを得ない理由等により当社が引込線を撤去する場合があります。 ウ 別記 1 に定める提供区域に対して、次のとおり解約に係る工事区分を適用します。 <table><tr><th>提供区域名</th><th>適 用</th></tr><tr><td><u>ピカラ中土佐</u></td><td>・コース 9 のものについて、工事の区分（ア）（イ）（ウ）を適用します。</td></tr></table>	工事の区分	適用	（ア）屋内残置工事費	引込線を屋内に残置したまま、回線終端装置等を撤去する工事について適用します。	（イ）軒先残置工事費	引込線を軒先等に残置し、回線終端装置等を撤去する工事について適用します。	（ウ）引込線全撤去工事費	引込線および回線終端装置等を撤去する工事について適用します。	提供区域名	適 用	<u>ピカラ中土佐</u>	・コース 9 のものについて、工事の区分（ア）（イ）（ウ）を適用します。	
工事の区分	適用																									
（ア）屋内残置工事費	引込線を屋内に残置したまま、回線終端装置等を撤去する工事について適用します。																									
（イ）軒先残置工事費	引込線を軒先等に残置し、回線終端装置等を撤去する工事について適用します。																									
（ウ）引込線全撤去工事費	引込線および回線終端装置等を撤去する工事について適用します。																									
工事適用種別	適 用																									
<u>（A）</u>	・コース 9 のものについて、工事の区分（ア）（イ）（ウ）を適用します。																									
工事の区分	適用																									
（ア）屋内残置工事費	引込線を屋内に残置したまま、回線終端装置等を撤去する工事について適用します。																									
（イ）軒先残置工事費	引込線を軒先等に残置し、回線終端装置等を撤去する工事について適用します。																									
（ウ）引込線全撤去工事費	引込線および回線終端装置等を撤去する工事について適用します。																									
提供区域名	適 用																									
<u>ピカラ中土佐</u>	・コース 9 のものについて、工事の区分（ア）（イ）（ウ）を適用します。																									

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧					新					備 考（変更理由）
2 工事費の額					2 工事費の額					
工事の種類 新規・変更に 係る工事	交換機設定に 係る工事		光電話の新規契約 に係るもの	1 の同時音声通信可能 数に係る工事ごとに	1,000 円 (1,100 円)	交換機設定に 係る工事	光電話の新規契約 に係るもの	1 の同時音声通信可能 数に係る工事ごとに	1,000 円 (1,100 円)	
			電気通信番号数又 は同時音声通信可 能数の変更に係る もの	1 申込に係る工事ごと に	1,000 円 (1,100 円)		電気通信番号数又 は同時音声通信可 能数の変更に係る もの	1 申込に係る工事ごと に	1,000 円 (1,100 円)	
			付加機能に係るも の				付加機能に係るも の			
	端末設備設置、設定に係る工事		1 の光電話アダプタに 係る工事ごとに	7,000 円 (7,700 円)	端末設備設置、設定に係る工事		1 の光電話アダプタに 係る工事ごとに	7,000 円 (7,700 円)		
	回線終端装置工事費		1 の工事ごと	7,000 円 (7,700 円)	回線終端装置工事費		1 の工事ごと	7,000 円 (7,700 円)		
	契約者回線等の施設に係る工事		1 の工事ごとに	15,000 円 (16,500 円)	契約者回線等の施設に係る工事		1 の工事ごとに	15,000 円 (16,500 円)		
	番号移転に係る工事		1 の電気通信番号に係 る工事ごとに	2,000 円 (2,200 円)	番号移転に係る工事		1 の電気通信番号に係 る工事ごとに	2,000 円 (2,200 円)		
	番号変更に係る工事		1 の電気通信番号に係 る工事ごとに	2,000 円 (2,200 円)	番号変更に係る工事		1 の電気通信番号に係 る工事ごとに	2,000 円 (2,200 円)		
解 約 に 係 る 工事	屋内残置工事費		1 の工事ごと	0 円 (0 円)	解 約 に 係 る 工事	屋内残置工事費		1 の工事ごと	0 円 (0 円)	
	軒先残置工事費		1 の工事ごと	5,000 円 (5,500 円)		軒先残置工事費		1 の工事ごと	5,000 円 (5,500 円)	
	引込線全撤去工事費		1 の工事ごと	10,000 円 (11,000 円)		引込線全撤去工事費		1 の工事ごと	10,000 円 (11,000 円)	
備考 上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。 1 上記工事費のうち、新規に係る回線終端装置工事費および契約者回線等の施設に係る工事費の適用については、次の通りとします。 ・2022 年 6 月 30 日までに光電話サービス契約の申込みをした光電話サービス契約者 施工した工事に係る回線終端装置工事費および契約者回線等の施設に係る工事費の支払を要します。 ・2022 年 7 月 1 日以降に光電話サービス契約の申込みをした光電話サービス契約者 23 ヶ月以内に光電話サービスの解除があった場合に限り、解除時に、継続利用期間に応じて下表の金額の支払いを要します。 (略)					備考 上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。 1 上記工事費のうち、新規に係る回線終端装置工事費および契約者回線等の施設に係る工事費の適用については、次の通りとします。 ・2022 年 6 月 30 日までに光電話サービス契約の申込みをした光電話サービス契約者 施工した工事に係る回線終端装置工事費および契約者回線等の施設に係る工事費の支払を要します。 ・2022 年 7 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までに光電話サービス契約の申込みをした光電話サービス契約者（ただし、別記 1 で定める提供区域のうち、ピカラ（香川）、ピカラさぬき市、ピカラ東かがわ、ピカラ（愛媛）、ピカラ新居浜・西条、ピカラ（徳島）、ピカラ海部、ピカラ KCB、ピカラ中土佐に限ります。） 23 ヶ月以内に光電話サービスの解除があった場合に限り、解除時に、継続利用期間に応じて下表の金額の支払いを要します。 ・2023 年 4 月 1 日以降に光電話サービス契約の申込みをした光電話サービス契約者 23 ヶ月以内に光電話サービスの解除があった場合に限り、解除時に、継続利用期間に応じて下表の金額の支払いを要します。 (略)					

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
附 則	附 則 <u>（実施期日）</u> 1 この改正約款は、2023年4月1日から実施します。 <u>（経過措置）</u> 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>（特例措置）</u> 3 光電話サービス契約を締結した光電話サービス契約者に、特例措置を実施します。ただし、この約款の附則で別に定める場合を除きます。 4 3の特例措置は次のとおりとし、実施期間は、2023年4月1日から2023年6月30日までとします。 （1）コース1に係る新規契約（ただし、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合に限る）に伴う番号移転に係る工事費については0円とします。 （2）コース1に係る新規契約（ただし、光ネットサービスの提供を開始している契約者が申込した場合に限る）に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。（ただし、提供区域がピカラCVC、ピカラMCB、ピカラ東かがわ、ピカラUCAT、ピカラ（宇和島市）、ピカラ西予、ピカラ八西、ピカラKBC、ピカラ石井CATV、ピカラエーアイ、ピカラてれびあなん[エリア区分(1)]、ピカラ香南、ピカラswanに限る） （3）コース4に係る新規契約（ただし、提供区域がピカラ（愛媛）、ピカラ愛媛CATV、ピカラ鳴門を除く）に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。 （4）コース7およびコース8に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。 （5）コース9に係る新規契約（ただし、提供区域がピカラ中土佐を除く）に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。 （6）別記1（1）の提供区域名ピカラ香南において、光ネットサービスを同時に利用し、かつ「番号通知リクエスト機能」「迷惑電話撃退機能」を契約している光電話サービス契約者の利用料金については、光電話サービスの付加機能使用料から1ヶ月あたり200円を減額します。 （7）別記1（1）の提供区域名ピカラCVC[エリア区分(2)]において、光電話サービスの提供を開始している契約者が、光電話の回線および番号追加の申込みをした場合、交換機設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。 5 4の新規契約する場合の特例措置について、以下の場合は適用しません。 （1）現在の光電話サービス契約者が、既に締結している光電話サービス契約（この条文において「従来の光電話サービス契約」といいます。）に加えて、同一の構内又は建物（以下この条文において「同一利用場所」といいます。）で新たに光電話サービス申込みを行い、かつ当該新たに締結した光電話契約の成立以降12ヶ月以内に従来の光電話サービス契約を解除した場合。	